

Ⅱ 高齢者福祉

1 相談・援助体制

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の生活を地域と協働しながら支えていくための総合相談窓口です。地域ごとに「小林市地域包括支援センター」「小林市西部地域包括支援センター」「のじり地域包括支援センター」があります。

地域包括支援センターの業務

◆介護予防ケアマネジメント

要介護状態となる恐れのある高齢者について、できるかぎり自立した生活を送ることができるよう、能力に応じたサービスによる支援を行います。

◆総合相談支援事業

介護保険サービスのことや申請方法、介護に関する悩み、認知症に関すること、権利擁護に関する事、福祉や医療について、などの相談窓口として機能しています。なんでもご相談ください。

◆権利擁護業務

高齢者の虐待を早期に発見し、ネットワークをつくったり、成年後見制度の紹介や消費者被害などに対応します。

◆問合せ先



小林市地域包括支援センター

TEL 0984-25-0707 FAX 0984-25-0708

小林市西部地域包括支援センター

TEL 0984-27-2552 FAX 0984-27-2561

のじり地域包括支援センター

TEL 0984-44-2271 FAX 0984-44-2028

◆介護予防事業

項目	内 容
元気わくわく教室	送迎付きの介護予防教室です。介護保険サービスを終了して機能の維持をはかる方や、日常生活の一部が難しくなってきた方等を対象に、運動・栄養・口腔機能・認知機能等について、家でも実施できることを目指した働きかけを行います。
パワーステーション	住民主体で、筋力を維持する体操やレクリエーション等を行います。
お元気クラブ (のじり包括)	筋トレ、脳トレ等を中心に地域で行います。
e-カフェ	高齢者や認知症の方、地域の方など誰でも気軽に安心して集える場所です。
出前講座	転倒予防、認知症予防等についてのミニ講座などを開催しています。
家族介護者の集い	認知症の方等を介護している家族介護者の集いを行います。 小林市地域包括支援センター 毎月 第2土曜日 13:30~15:00 野尻友愛会館 5月、7月、9月、11月 第2土曜日 10:00~12:00
地域包括ケア推進サポートー養成講座	介護予防の取組、認知症の方の支援、傾聴訪問など、地域で高齢者の自立した生活を支援するボランティアを養成します。
認知症サポートー 養成講座	認知症になっても安心して暮らせるよう、認知症の正しい理解の普及と認知症の方とご家族を温かく見守る「認知症サポートー」の養成講座を行います。

各事業の日時、場所などについては、各地域包括支援センターへお問い合わせください。



在宅介護支援センター

在宅の要援護高齢者やその介護者等に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、介護等に関する各種の保健福祉サービスが受けられるよう各関係機関との連絡調整を行います。市内の在宅介護支援センターは、下記のとおりです。

小林第一在宅介護支援センター（ひなもり園）

小林市堤4380番地

TEL 27-3720

FAX 22-2830

(担当区域) 上町全区 細野全区 堤全区・水流迫区

小林第三在宅介護支援センター（陽光の里）

小林市真方5038番地1

TEL 23-5667

FAX 27-3667

(担当区域) 新生町区 後川内区 緑町区 通町区 本町
仲町区 東方全区 真方全区 坂元区

須木地域型在宅介護支援センター

小林市須木下田1152番地

TEL 48-3696

FAX 48-3708

(担当区域) 須木全区

令和4年4月1日から、

小林第二在宅介護支援センター（望峰の里）が担っていた

(担当区域) 西町全区 南島田区 永田町区

南西方全区 種子田区 北西方全区

の高齢者支援は、小林市西部地域包括支援センターが担います。

野尻在宅介護支援センターが担っていた

(担当区域) 野尻全区

の高齢者支援は、のじり地域包括支援センターが担います。



高齢者福祉施設概要

市が設置している高齢者福祉施設には、次のようなものがあります。

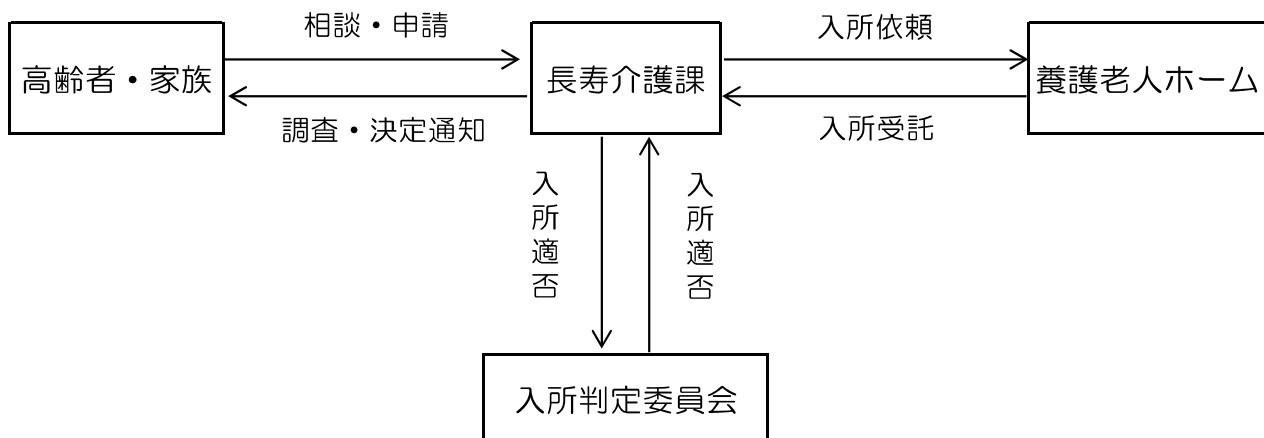
◆施設の種類及び対象者

種類	対象者	費用負担
養護老人ホーム	65歳以上の方で、環境上の理由及び経済的理由により、居宅での生活が難しい方に入所していただき、お世話をします。	本人の年間収入及び扶養義務者の所得税額等に応じて、費用負担があります。
生活支援ハウス	ひとり暮らしの方などで独立して生活することに不安のある高齢者が入居できます。介護支援、交流を総合的に提供し、健康で明るい生活を送れるよう支援します。	本人の年間収入に応じて費用負担があります。また、生活費は自己負担となります。

※ 「扶養義務者」とは、入所者本人と同居していた配偶者または子供をいいます。また、別居する子供でも状況に応じて扶養義務者として取り扱う場合もあります。

※ 養護老人ホーム・生活支援ハウスは、長寿介護課で申請できます。

◆手続きについて



Ⅱ 高齢者福祉

2 生きがいの確保と 社会活動の推進

敬老祝金

長寿を祝福し、その歩みの中での努力や苦労、そして培われた智恵に敬意を表するためにお祝いいたします。

◆対象者

毎年9月15日現在（100歳のみ誕生日）で、本市に1年以上住所がある方で、88歳、100歳、最高齢の方。

◆事業の内容

(1) 敬老祝金の金額

区分	金額
88歳の方	10,000円
100歳の方	30,000円
最高齢の方	50,000円

※ 最高齢の方については、他の区分と重複しないものとします。

(2) 支給の時期

88歳、最高齢者の方には9月15日以降に支給します。

100歳の方には、誕生日以降に支給します。



高齢者コミュニティセンター

(南部・西部いろり村)

この施設は、高齢者等の健康づくりと生きがいづくりを図り、世代間交流や農村文化の伝承活動等、地域福祉推進の場として活用できる施設です。

南部いろり村と西部いろり村の2施設があり申込み方法等は下記のとおりです。

◆利用対象者・・・小林市に住所がある方

【南部いろり村】

○利用予約

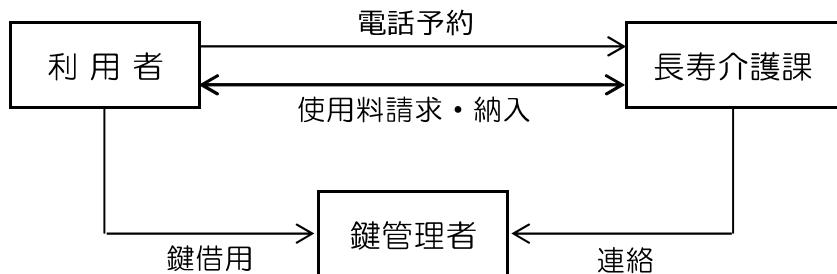
利用する場合は、あらかじめ長寿介護課に電話予約をしてください。その際に、『団体の名称』『代表者の名前』『住所』『電話番号』『利用する人数』『利用する部屋』『利用時間』をお伝えください。

※利用時間に変更が生じた場合は、早めにご連絡ください。

○使用料（1時間当たり）※利用した翌月に請求書を送付します。

・ 多目的室	168円	・ 会議室	168円
・ 和室	168円	・ 調理実習室	440円

○利用手順



【西部いろり村】

○利用予約

連絡先は、望峰の里（TEL 0984-27-1000）です。それ以外は南部いろり村と同様です。

○使用料（1時間当たり）※利用した翌月に請求書を送付します。

・ 集会室	168円	・ 調理実習室	440円
・ 娯楽室	168円	・ 陶芸実習室	440円

※使用料にはそれぞれ消費税を含みます。

高齢者交流センター百歳会館

高齢者に交流の場を提供し、生きがいづくりと健康増進、生活身上相談、教養の向上等、高齢者福祉の向上を目的として設置されたものです。

◆所在地・連絡先

小林市堤108番地9
0984-22-5231

◆利用できる人

小林市に住所があるおおむね60歳以上の方

◆内容

- 高齢者等の健康づくりと生きがいづくりを促進する事業を行う
- 友愛クラブ運営に協力する
- その他高齢者福祉のため市長が必要と認める事業を実施する

◆利用時間

8:30~17:00

◆休館日

日曜日、国民の祝日、年末（12月29日～12月31日）年始（1月1日～1月3日）、及び市長が必要と認めた日が休館日となります。



老人クラブ（小林市友愛クラブ連合会）

老人クラブは、高齢者同士が仲間として集まることによって孤独感を解消し、精神的な安らぎや生きがいを求めるためのより所として、また、「会員自身の幸せづくり」「家庭の幸せづくり」「地域社会の幸せづくり」など高齢者自身の福祉の向上を図る目的で結成されたものです。小林市では「小林市友愛クラブ連合会」として活動を行っています。



◆入会できる人

小林市に在住するおおむね60歳以上の方

◆内 容

1 研修・教養

- 単位老人クラブ交流研修
- 单位老人クラブ三役研修
- 单位老人クラブ会長研修
- シルバーボランティアリーダー研修
- 生き生き大学
- 老人大学

2 健康づくり

- スポーツ大会
- グラウンドゴルフ大会・ゲートボール大会・四半的大会
- 体操

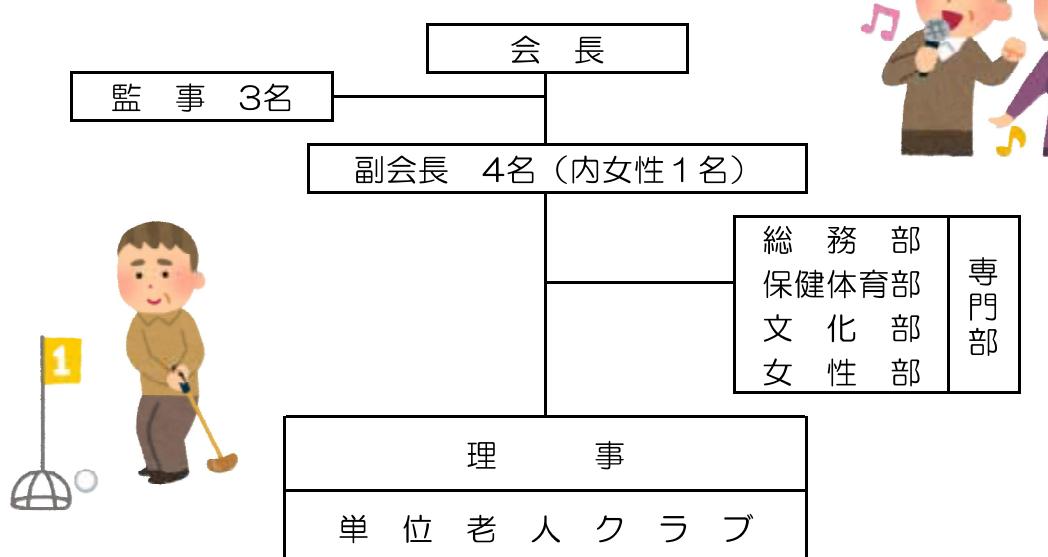
3 奉仕・友愛

- 社会奉仕活動
- 世代間交流
- 会員の米寿のお祝い

◆サークル活動

- 舞踊
- カラオケ
- 詩吟
- 手芸
- 囲碁
- 書道
- 民謡
- 編み物
- パッチワーク

◆組織図



シルバー人材センター

小林市シルバー人材センターは、豊富な知識・経験・技能をもったシルバー世代に、仕事を通じて社会参加する場を設けるための組織です。家庭や企業、公共団体などから高齢者にふさわしい仕事を引き受け、会員に提供することにより「生きがい」の充実をはかり、地域社会の活性化を目指します。

◆会員になるには

- おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある方
- センター事業の主旨に賛同する方

◆こんな仕事を引き受けます

- | | |
|------------------|---------------|
| ○ 植木剪定、庭木の手入れ | ○ 除草、草刈 |
| ○ 障子、ふすま、網戸の張り替え | ○ 室内清掃 |
| ○ 大工、左官、塗装 | ○ 建物、駐車場、公園管理 |
| ○ 筆耕、賞状書き | ○ 福祉・家事援助サービス |
| ○ パソコン指導 | ○ その他軽作業 |



◆問合せ先

小林市細野2239番地1

公益社団法人 小林市シルバー人材センター

TEL 0984-22-2440 FAX 0984-23-1666

ホームページ <http://kobayashi.miyazaki-scr.jp/>

Ⅱ 高齢者福祉

3 高齢者福祉サービス

緊急通報システム事業

高齢者等が緊急時の病院への連絡などを確保して生活の安全を図るため、緊急通報システム機器をお貸しします。

◆利用対象者

65歳以上の方又は身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳Aのいずれかをお持ちの方で、所定の要件を満たす方



◆利用料

ご家庭の経済状況に応じて、943円を上限として利用料の負担が必要です。ただし、経済状況によっては、対象外となる場合があります。

◆問合せ先

長寿介護課 23-1140

福祉タクシー料金助成事業

高齢者が外出する際、タクシーを利用する場合に、料金の一部を助成します。

◆助成対象者

○ 75歳以上の方又は身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳Aのいずれかをお持ちの方で、所定の要件を満たす方



◆支給の要件

○ 対象世帯に住民税所得割が課税されていないこと
○ 対象者が運転免許証の交付をうけていないまたは車両等を保有していないこと
○ 親族等が同居または同敷地内に居住している場合で、親族等が就労などの理由により、対象者に対して外出支援が困難な場合、助成対象となる場合があります。

◆助成額

利用券1枚500円を、年間30枚交付します。

- 1回の利用に対して1枚500円の利用券をタクシー料金の範囲内で利用可能
- 1回のタクシー料金が2,000円を超える場合は、一人あたり利用券4枚まで使用可能

◆問合せ先

長寿介護課 23-1140

高齢者等訪問給食サービス事業

調理や買い物が難しい高齢者や障がいのある方で食事の支援が必要な人などを対象に、自立した生活を送ることができるよう、昼夕の給食配達と安否確認を実施します。

◆対象者

以下の要件を全て満たす方が対象者です。

- ・市内に住所を有し、概ね65歳以上の者又は障がい等を有する在宅生活者
- ・買い物場所には歩いて行けない 若しくは 車が運転できない
- ・身体の調子が悪くて調理や買い物ができない
- ・同一敷地内に住む家族はいない
- ・安否確認が必要
- ・自分を扶養する家族を含めて住民税所得割は課税されていない

◆利用料金

一食あたり	ごはん付き	400円（生活保護世帯は350円）
	おかずのみ	350円（生活保護世帯は300円）

■申請先

お住まいの地区に応じて下記の機関にご相談ください。

小林地区：お住まいの地区の在宅介護支援センター、包括支援センター
または長寿介護課

須木地区：お住まいの地区の在宅介護支援センター、包括支援センター
または須木庁舎住民生活課

野尻地区：のじり地域包括支援センター、または野尻庁舎住民生活課



在宅介護手当支給事業

在宅で高齢者を3か月以上介護している方の精神的・経済的負担を軽減する事業です。

◆対象者

本市に在住している65歳以上で介護保険の要介護認定において、要介護3以上に認定された高齢者の家族等の介護者

※調査などがあります。

◆要件及び支給額

住民税所得割額非課税	月額	10,000円
// 70,000円未満	月額	6,000円
// 140,000円以下	月額	3,000円

ただし、在宅での介護期間が20日に満たない月は、対象となりません。

◆問合せ先

長寿介護課 23-1140



寝具洗濯・乾燥・消毒サービス事業

在宅の高齢者等が、清潔で快適な生活が保てるよう、寝具の洗濯・乾燥・消毒を行います。

◆利用対象者

本市に住所があり、次に掲げるいずれかに該当する方で、所得要件を満たす方

- ・介護保険の要介護の認定を受けている方
- ・身体障害者手帳（1級・2級）を保持している方

◆事業の内容

対象者1人、年1回を限度として、寝具（掛布団・敷布団・毛布 各1枚ずつ）の洗濯・乾燥・消毒を行います。

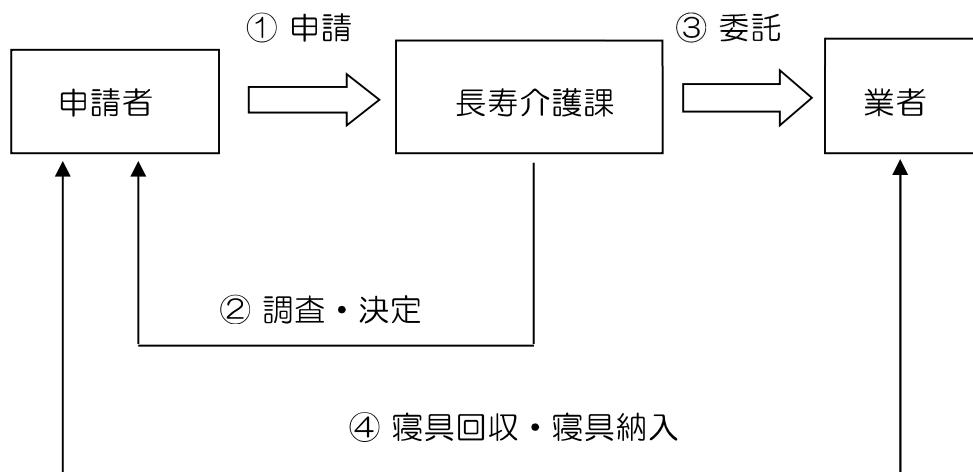
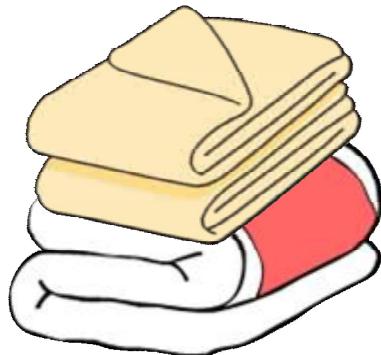
◆利用料金

500円

◆実施時期

広報紙でお知らせします。

◆申請手順



◆問合せ先

長寿介護課 23-1140